

介護保険施設等指導監査要綱

第 1 目 的

この要綱は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下「高齢者保健福祉課」という。）、総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）が、次に掲げる事業者等（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う指導と監査に関する基本的事項を定めることにより、その介護保険施設等の介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

記

- 1 指定居宅サービス事業者
- 2 指定介護老人福祉施設
- 3 介護老人保健施設
- 4 指定介護療養型医療施設
- 5 指定介護予防サービス事業者
- 6 介護医療院

第 1-2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）
- (2) 平成 1 8 年旧法 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法
- (3) 指導 法第 2 4 条及び平成 1 8 年旧法第 2 4 条の規定に基づく指導
- (4) 監査 法第 7 6 条、第 9 0 条、第 1 0 0 条、第 1 1 4 条の 2、第 1 1 5 条の 7 及び平成 1 8 年旧法第 1 1 2 条の規定に基づく監査
- (5) 介護保険施設等 第 1 の記書きに掲げる事業者等
- (6) 特定事業者

ア 介護保険施設等のうち、保険医療機関の病院及び診療所が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の指定居宅サービス事業者、保険医療機関の病院及び診療所が行う介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護の指定介護予防サービス事業者、保険薬局が行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者並びに保険薬局が行う介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者

イ みなし指定の「指定を不要とする旨の申出書」（以下「別段の申出」という。）の取り下げをしたことにより、みなし指定が再適用された事業者、令和 2 年 3 月 3 1 日以前に、別段の申出をした後に、新規指定を受けた事業者

第 2 指 導

1 指導の方針

介護保険施設等に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱いや、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

なお、重点的かつ効果的な指導を行うため、重点指導項目を定めた「介護保険施設

等指導方針」を策定し、制度改正や報酬改定の内容、指導結果等を踏まえ、3年ごとに見直しを行うことを原則とし、重大事案が発生した際には、適宜見直しを行う。

2 指導形態

指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

介護保険施設等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(2) 実地指導

介護保険施設等の事業所において実地で実施する。

3 指導担当区分等

(1) 指導実施区域及びサービス事業

別表のとおりとする。

(2) 高齢者保健福祉課の役割

ア 高齢者保健福祉課は、特に必要があると認められる場合については、総合振興局等と合同で指導を実施する。

イ その他、所要の取りまとめ、調整等を行う。

(3) 厚生労働省との連携

高齢者保健福祉課は、厚生労働省老健局と合同で実地指導を行うなど連携を図る。

4 指導対象の選定

重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については、次の基準を標準とし、毎年度計画を策定し、実施する。

(1) 集団指導の選定基準

原則すべての介護保険施設等を対象とする。

(2) 実地指導の選定基準

ア 新たに介護給付等対象サービスを開始し、又は入所定員を増加した介護保険施設等

イ 指導重点事項に該当する介護保険施設等

ウ その他実地指導が必要と認める介護保険施設等

(3) 特定事業者の指導

特定事業者の指導については、(1)及び(2)の規定によらず、必要に応じて実施する。

(4) 市町村との連携による実地指導の省略

法第23条に基づき、市町村が介護保険施設等に対し文書等の提出等を行わせた結果、特に問題が認められなかった介護保険施設等に対しては、当該年度における実地指導を省略することができる。

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象の介護保険施設等を決定したときは、当該介護保険施設等に対して日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

イ 指導方法

介護給付等対象サービスの取扱い、介護給付費請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方法により行う。

なお、集団指導に欠席した介護保険施設等には、必要な情報提供に努めるため、

当日使用した書類を配付するとともに、必要に応じ実地指導を実施する。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、当該介護保険施設等に対して、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 実地指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

実地指導に当たっては、指導対象となる介護保険施設等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 指導方法

実地指導は、関係書類を確認し、管理者及び関係職員からの面談方式により実施する。

エ 指導体制

2名以上の班を編成し、原則として、班長は係長(主査)職以上の職員が担当する。

オ 指導結果の通知

実地指導の結果については、後日、文書によって通知する。

カ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、改善状況報告書の提出を求める。

キ 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を実施する。

① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

② 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合。

6 自主点検に伴う返還

実地指導において介護給付費等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し過誤が認められたときは、当該事業者に対し、指摘事項に係る自主点検を指示する。

第3 監査

1 監査の方針

法第77条、第92条、第115条の9及び平成18年旧法第114条の規定に基づく指定の取消し又は効力の停止、法第76条の2、第91条の2、第103条、第114条の5及び第115条の8、平成18年旧法第113条の2の規定に基づく勧告・命令等並びに第101条及び第114条の3の規定に基づく設備の使用制限等、

法第102条及び第114条の4の規定に基づく変更命令及び法第104条及び第114条の6に規定する行政上の措置（以下これらを「行政処分等」という。）に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合並びに介護報酬の請求について不正又は著しい不当が疑われる場合などにおいて、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執ることを主眼とする。

2 監査の選定基準

監査は、次により実施する。

(1) 次の情報により、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当（以下「指定基準違反等」という。）であると認められる場合、その疑いがあると認められる場合に監査を実施する。

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 北海道国民健康保険団体連合会及び保険者等からの通報情報

ウ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者情報

エ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否に関する情報等

オ 実地指導において確認した情報

(2) その他、必要があると認められる場合に監査を実施する。

3 監査担当区分

第2の3「指導担当区分等」を準用する。

4 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の事業所、事務所その他介護保険施設等に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を実施する。

5 監査実施通知

監査対象となる介護保険施設等を決定したときは、原則次に掲げる事項等を文書により、当該介護保険施設等に施行する。

ただし、第2の5(2)キの規定により、実地指導を中止し、監査へ変更した場合は除く。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

6 出席者

監査にあたっては、監査対象となる介護保険施設等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者（管理者であった者を含む）の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護給付費請求担当者等の関係職員（従業者であった者を含む）の出席を求める。

7 監査体制

2名以上の班を編成し、原則として、班長は管理職以上の職員が担当する。

8 監査後の措置

(1) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行う。

イ 当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、行政処分等を機動的に行う。

ア 勧告

介護保険施設等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告を行った総合振興局等は介護保険施設等から、期限内に文書により報告を求める。

イ 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示する。

また、命令を行った総合振興局等は介護保険施設等から、期限内に文書により報告を求める。

ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号及び第115条の9第1項各号、平成18年旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等をした場合には、その旨を公示する。

(3) 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(4) 行政上の措置の通知

ア 勧告を行ったとき

行政指導の中止等の求めに関する事項について文書により通知する。

イ 取消処分等を行ったとき

当該介護保険施設等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知する。

ウ ア、イに至らないと認められるとき

実地指導に準じた指導を行う。

(5) 行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10、第76条の2、第91条の2、第103条、第114条の5及び第115条の8、平成18年旧法第113条の2及び第115条の

規定に基づき、速やかにその旨を公示するとともに、その介護保険施設等の事業活動区域に所在する市町村(保険者)及び北海道国民健康保険団体連合会に対し連絡する。

(6) 経済上の措置

監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費請求に関し、不正又は著しい不当が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者に対し、介護保険施設等の名称、返還金額(概算額)等必要な事項を通知し、法第22条第3項の規定により徴収等を行うよう指導する。

第4 介護保険施設等からの現況報告

当該年度の4月1日時点において、指定又は許可を受けている介護保険施設等から、別に定める「介護保険施設等現況報告書」を第2の3「指導担当区分等」に定める総合振興局等の所管課へ毎年4月末日までに提出させる。

なお、特定事業者については、必要に応じて提出させる。

第5 関係課との連携

1 他法の規定に基づく検査等との連携

総合振興局等においては、医療法に基づく立入検査等、他法に規定する検査等を所管する関係部署と連携を図り、合同で実地指導等を実施するなど効率的に行う。

2 市町村との連携

総合振興局等においては、必要に応じて、市町村と連携を図り、合同で実地指導等を実施するなど効率的に行う。

第6 その他

指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成12年 9月 1日から施行する。

平成13年 7月25日一部改正

平成14年 7月 1日一部改正

平成14年10月16日一部改正

平成15年 8月12日一部改正

平成16年 7月21日一部改正

平成17年 7月 7日一部改正

平成17年11月 1日一部改正

平成18年 6月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成20年 7月14日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

平成21年 5月13日一部改正

平成22年 4月13日一部改正

平成23年 6月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

平成27年 7月 1日一部改正

平成 28 年	5 月 11 日	一部改正
平成 30 年	4 月 1 日	一部改正
令和 2 年	4 月 1 日	一部改正
令和 2 年	6 月 1 日	一部改正
令和 3 年	4 月 1 日	一部改正